

**青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の  
公費負担に関する条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動にかかる公費負担額の引上げを行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の  
公費負担に関する条例の一部を改正する条例**

青梅市議会議員および青梅市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。